# 門真市公民連携まちづくり基本方針

令和3(2021)年12月 門真市

# 基本方針の位置づけ・目次

# 【位置づけ】

新たな公民連携によるまちづくりを推進するために、市における公民連携まちづくりの基本的な考え方を示すものです。

公民連携 まちづくりとは 行政と民間がパートナーシップを構築し、 互いの得意な分野で力を発揮しながら、事業を展開する手法

# 【目次】

- (1) 公民連携まちづくり実施の背景
  - ① 上位・関連計画における公民連携の位置づけ
  - ② 門真市を取り巻く状況・課題
  - ③ 新たなまちづくりのきざし(今なぜ公民連携まちづくりを進めるのか)
- (2) 公民連携まちづくりを通してめざす姿
- (3) 公民連携まちづくりの考え方
  - ① 公民連携まちづくりのフィールドの拡大
  - ② 多様な主体による『協働・共創』の視点
  - ③ 公民連携まちづくりの対象となる取り組み
  - ④公民連携まちづくり推進のためのしくみ、支援、 体制づくり

- (4) 公民連携まちづくり事業
  - ① 事業の類型と目標
  - ②「エリアマネジメント型 | 事業
- (5)「エリアマネジメント型」公民連携 まちづくり事業の推進イメージ
- (6) ロードマップ
- (7) リードプロジェクト(先行的な取り組み)
  - ① リードプロジェクトと全市への展開
  - ② リードプロジェクトの概要

- (1) 公民連携まちづくり実施の背景
- ① 上位・関連計画における公民連携の位置づけ

## 自治基本条例

市の自治の最高規範。協働によるまちづくりについて、その趣旨を条例規則等制定において尊重するよう定めている。

### 第6次総合計画

### 分野別計画

### 地方創生

まち・ひと・しごと創生 総合戦略

### 都市計画

まちづくり基本条例

都市計画マスタープラン

立地適正化計画

### 都市経営

行財政改善基本方針

公共施設等 総合管理計画

### 市民との協働

地域会議 (自治基本条例第16条)

### その他

教育基本計画

地域福祉計画

### ◆関連する記載 (一部)

(自治基本条例)

市民、議会、市役所等多様 な主体が一体となった協働 のまちづくりを推進するた めの、各主体の役割・責 務・参画方法を定める

### (第6次総合計画)

これまでの「協働」を基本としつつ、民間事業者を含めた、多様な主体が対話により連携し、それぞれの知恵とノウハウを結集して、新たなまちの魅力や価値を共に創りあげていく「協働・共創」のまちづくりを推進

### (立地適正化計画)

都市機能誘導区域に、民間事業者による誘導機能の整備を支援一そのひとつとして、公的不動産の有効活用を位置付けている

(公共施設等総合管理計画) 公共施設の整備・管理・運営 への民間活力の導入による財 政負担軽減・行政サービスの 維持・向上を促進

各種計画に公民連携まちづくりに関係する協働、共創、民間活力等についての記載はあるが、 市全体としての公民連携まちづくりの概念・方策の整理はこれから よって、「横串を通す骨太の方針」と「具体化の道筋」を位置付けることが必要

## ②門真市を取り巻く状況・課題

【地方創生・産業】・企業城下町として発展、ものづくり産業が活発・・その他産業・サービスが衰退(付加価値型になっていない)

【地方創生・暮らし】 ・若年層が流入している一方で子育て世帯の流出が顕著 ・一時的な居住地としてしか選ばれていない

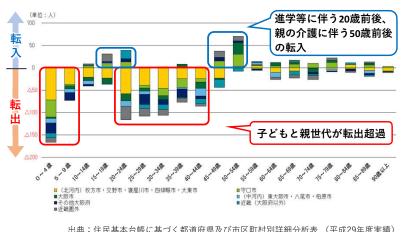
- ・大阪市内、京都市内、空港への抜群の交通利便性 ・魅力がなく有効活用されていない公共空間 【都市計画】
  - ・高度経済成長期に形成された密集市街地

【都市経営】 ・インフラの老朽化と財政負担の増大

【イメージ・意識】・住環境や安全・安心な街に対するマイナスなイメージ ・地域愛着度の低下

#### 第二次産業就業者比率(%)

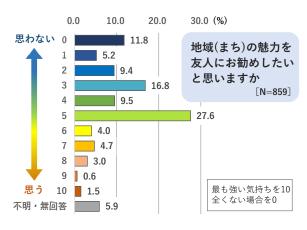




人口移動(年齢5歳階級/男女別)

出典:住民基本台帳に基づく都道府県及び市区町村別詳細分析表 (平成29年度実績)

#### 地域の推薦意欲



出典:門真市市民意識調査令和元(2019)年度調査結果報告書

# まちの価値の低下(負のスパイラル)

# ③新たなまちづくりのきざし (今なぜ公民連携まちづくりを進めるのか)

### ▶社会潮流

- 公が行うまちづくりから、連携や役割分担で進めるまちづくりへ
- •規制緩和等による公共にはないノウハウを持つ民間事業者の公共分野への参入促進(指定管理者制度、PFI等)
- •新しい制度の設立やそれらを 活かした取り組みの増加

## ▶市のこれまでの取り組み

- •門真市自治基本条例を制定し、 「地域会議」の設立など市民 との協働によるまちづくりを 推進
- •「門真市第6次総合計画」 (令和2年3月)では、これま での市民との協働に加え、民 間事業者との共創のまちづく りの推進

### ▶市における事業

- •古川橋駅周辺で令和7年度 オープンを目指している生涯 学習複合施設と合わせたエリ アプラットフォーム組成、エ リアマネジメント
- •門真市駅周辺での門真プラザ 再整備事業、エリアリノベー ション

民間が参画するまちづくりが社会潮流となり全国で実践本市でも駅前・駅周辺で民間事業者等による動きが芽生えつつある中で、 民間事業者との協働・共創による「公民連携まちづくり」が重要

## (2) 公民連携まちづくりを通してめざす姿

協働・共創による公民連携まちづくりを市の政策の新たな柱に加え、門真の都市課題を 解決することで、まちの将来像実現を推進します。

### 都市のイメージの転換

公民連携まちづくりによる 各分野のマイナスイメージの解決 プラスイメージの発信 公民連携まちづくり

### エリアの価値の向上

新しい多様な主体による これまでにない取組みの実施 (資源の磨き上げ)

## 地域経済の活性化

域外からの資金を稼ぐ「業の再生」と域内のにぎわいづくりや場づくりを行う「地の再生」

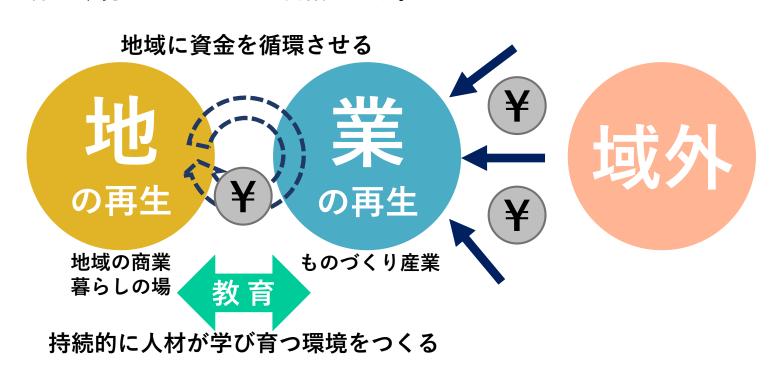
門真市のめざす「まちの将来像」

人情味あふれる!笑いのたえないまち 門真

# 「地の再生」と「業の再生」による本市の課題解決

本市は、ものづくり企業が多く立地し、働くまちであると同時に、住宅地としての役割を持つ多様性のあるまちです。その特徴を活かして、地元企業が製品を製造販売する等して域外から資金を稼ぎ、域内で消費をすることで経済が循環し、地域の商業や暮らしの場が豊かになります(地の再生)。公民連携まちづくりで本市の課題を解決するために、稼ぐ力を強化(業の再生)し、持続的に地域に資金が循環することを目指します。

また、「**地の再生**」と「**業の再生**」の現場を子どもを中心とした様々な世代が目にすることで、持続的に人材が学び育つ環境をつくることを目指します。



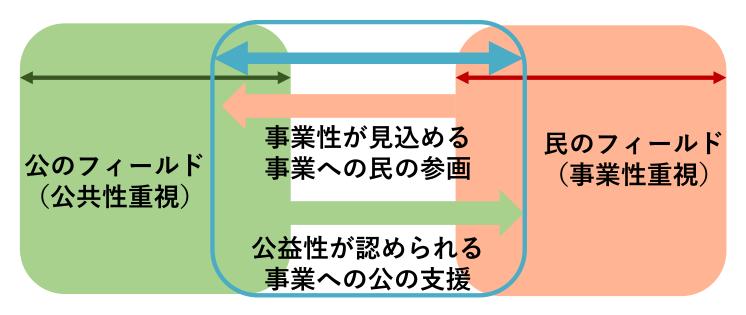
この考え方については、これから検討を重ねて、本市独自の地域課題解決に活かしていきます。

## (3) 公民連携まちづくりの考え方

# ①公民連携まちづくりのフィールドの拡大

- ・「公」(門真市等)と「民」(市民・民間事業者等)が、エリアの方向性を共有し、 Win-Winの関係で取り組むことのできる「公民連携まちづくり」を検討します。
- ・従来は、公共性重視の事業を行う「公のフィールド」と、事業性重視の事業を行う 「民のフィールド」は独立し、連携は十分ではありませんでした。
- ・これからは、公のフィールドであっても事業性が見込める事業には民の参画を促し、 民のフィールドであっても公益性が見込める事業には公の支援を行うことにより、 「公民連携まちづくりのフィールド」を拡大します。

# 今後、拡大すべき公民連携まちづくりのフィールド



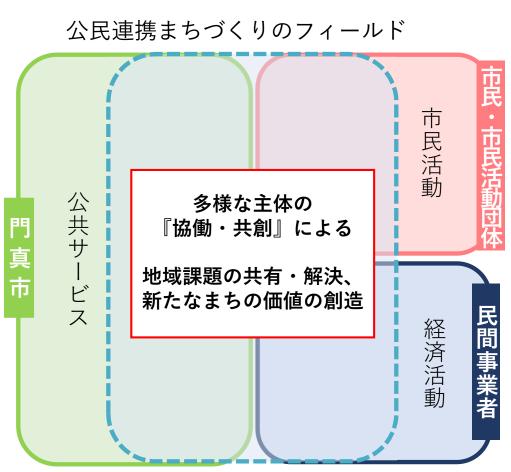
## ②多様な主体による『協働・共創』の視点

- ・公民連携まちづくりとは、多様な主体による 『**協働・共創**』により進めるまちづくりです。
- ・従来から、市民・団体、民間事業者、門真市は、 それぞれの地域の課題解決や発展に取り組んで きました。これらの主体が地域の課題を共有し、 解決策の検討・実践、さらに新たなまちの 価値の創造に取り組みます。
- ・今後、門真市は、協働・共創によるまちづくり への参画の機会を積極的に設けるとともに、 参画者を支援していきます。

### ※「協働・共創」への展開

これまでも、地域会議などで地域の共通課題の解決を図ってきましたが、公民連携まちづくり事業として、民間事業者や市民活動団体との連携を強化します。外部の人材の協力や経済活動の視点が加わることで、持続的な活動として展開されることが期待されます。

これまでも、公共施設などで指定管理者制度、PFI事業などにより、民間事業者との連携は行っていますが、公有地・公共空間の開放や、団体・事業者の持続的なまちづくり活動の支援など、「公民連携まちづくりのフィールド」の拡大を図っていきます。



# (参考)協働・共創の概念、参画者の役割の整理

		協 働 (自治基本条例をもとに整理)	共 創 (総合計画をもとに整理・追記)
概念		<ul><li>市民や議会など多様な主体が地域の 課題を共有し、共通の目標に向かって、お互に補完することを協働という。</li><li>自治基本条例は、協働により、市民 ひとりびと見が起点となり地域課題 を解決し、自律的に発展する都市を 形成することを基本理念としている。</li></ul>	<ul> <li>これまでの協働を基本に、企業や大学、まちづくり活動団体などさらに多様な主体が連携して、それぞれの知恵や経験を結集して、解決策を見出し、実践的な取り組みを通じて、新たな価値をともに創りあげていくことを共創という。</li> <li>主に組織的活動を対象とする。</li> </ul>
役割	市民	協働によるまちづくりへの取り組みに 努める。	市民活動を行うまちづくり活動団体と して、共創によるまちづくりに参画で きる。
	民間 事業者	地域社会との調和を図り、暮らしやす い地域社会の実現に貢献することに努 める。	地域社会の一員として、共創によるま ちづくりに参画できる。
	門真市	市政への参加及び参画の機会を積極的 に設け、意見・提案を施策に反映する。	共創によるまちづくりへの参画の機会 を積極的に設けるとともに、参画者を 支援する。

※自治基本条例では、「市民」に市内の「在勤者」「在学者」「市民活動を行う団体・事業所」を含む

## ③公民連携まちづくりの対象となる取り組み

- 新たな公民のフィールドでの公民連携のまちづくり事業は多岐にわたります。
- 市全体の施策の方向性、社会潮流、市民ニーズ、民間の参入意向などにより、最適な事業や体制を選択し、最もよい公民連携まちづくりのありかたを検討します。



エリアマネジメント

# ④公民連携まちづくり推進のためのしくみ、支援、体制づくり

- 市として、公的資産の基盤整備や利用の促進、それらを活用する人材の育成、市民や 民間事業者の意見反映など、様々な場面での公民連携まちづくりを実現するための支援・体制づくりを行います。
- また公共の負担については、将来的な税収増を想定するなど**効果的な使い方(有効活 用**)を行います。

# 支援

- 基本方針・制度や体制等を明確化するための要綱の制定
- 活用可能な国等支援メニューの提示(ガイドラインなど)
- 公共空間活用に向けた位置づけ、行政手続きの明確化、使用料の減免など利活用を促す制度改正
- 民間の意欲喚起、初動期のプラットフォーム組成の支援
- 公民連携まちづくりを担うべきプレイヤーへのフォーカス(光をあてる)、発掘

# 体制

- 全庁的な推進体制の確立 (関係部局の連携体制の構築や専門部署の設置 など)
- 公民連携まちづくりの情報の一元化(庁内でのワンストップ化 など)
- 職員の意識啓発と専門技術等の向上(勉強会、研修会の実施 など)
- 公民対話の機会や場の設置 (フォーラム、リビングラボ など)

## (4) 公民連携まちづくり事業

# ①事業の類型と目標

• 公民連携まちづくり事業については、市の所有する単体の施設などの資産を有効活用する『**アセット(資産)活用型**』と公共空間の活用や施設を対象としないソフト事業、まち全体及びエリアのイメージ向上を行うために総合的にアセットの活用を実施する『**エリアマネジメント型**』の2つに分類し、それぞれに目標を設定します。

# 『アセット(資産)活用型』 公民連携まちづくり事業

- (1) PFI・指定管理者制度などによる 公共インフラや公共施設の整備・改修・運営
- (2) 公有地・公有建物などの単体での公有資産 の民間活用

# 『エリアマネジメント型』 公民連携まちづくり事業

- (1)公共空間(道路、公園など)の活用や 施設を対象としないエリアを対象としたソフト 事業によるマネジメント・プロモーション
  - (例) エリアリノベーション(新しいエリア形成の手法) スマートシティ(ICT等の新技術を活用した取組み)
- (2) 公共空間の活用や施設を対象としないソフト 事業、まち全体及びエリアのイメージ向上を 行うために総合的にアセットの活用を実施

## 目標

民間の知恵やノウハウを活かして、市有資産を活用することで、市民サービスの質の向上やコスト削減、さらにそこで得たプラスにより、新たなサービスの提供へとつなげる

## 目標

門真での暮らしや産業を豊かにする取組み により、**地域イメージの転換、向上**へとつ なげる

# ②『エリアマネジメント型』事業

## <プロセス>

## (a) エリアビジョンの共有

公民連携まちづくり事業を通して実現するエリアビジョンを策定、エリア価値向上の方向性を 関係者と共有します。

## (b) プレイヤーの発掘

社会実験などを通し、公民連携まちづくり事業の主体となるプレイヤーを発掘します。

### (c) 専門家の配置

エリアの市民や関係者とのプロジェクトを進める専門家を配置します。

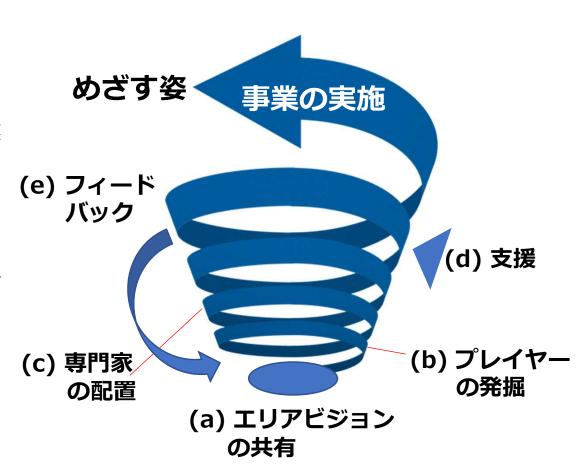
また事業者などが外部の人材として、関わる場合においては、継続的なまちづくりへの参加を求めます。

### (d) 支援

様々な段階においてプレイヤーの取り組みをバックアップする支援制度を構築します。

### (e) フィードバック

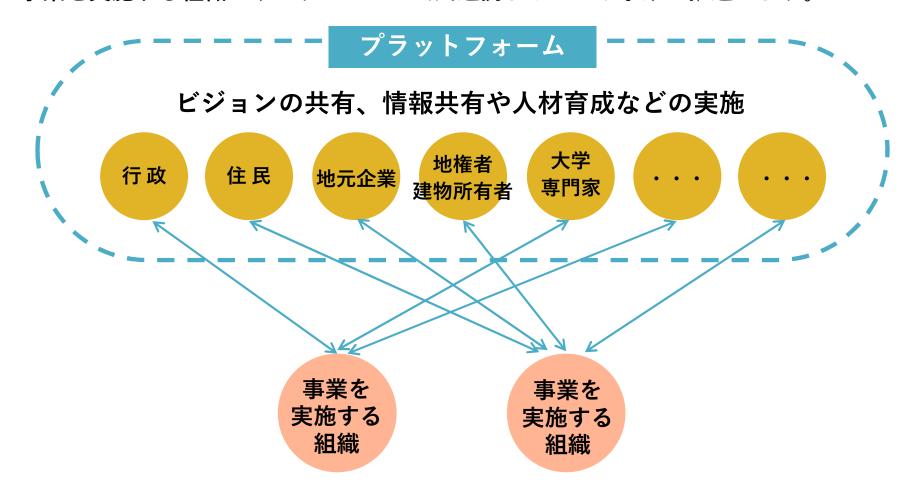
社会実験や暫定利用などを行い、検証・フィードバックを行いながら、制度立案や空間整備につなげます。



# (5) 「エリアマネジメント型」公民連携まちづくり事業の推進イメージ

# <組織>

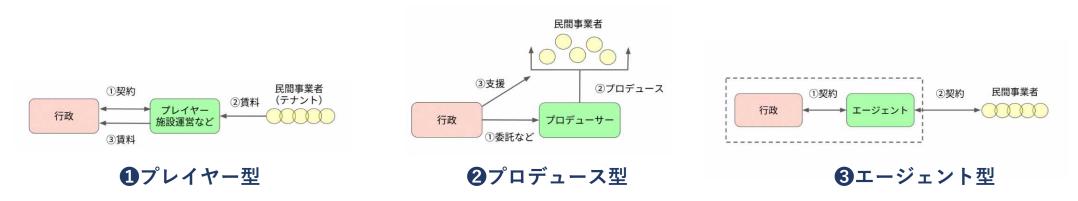
推進する組織については、エリアで実施される事業などの情報共有や人材育成などを行う プラットフォーム(協議会など)を構築するとともに、実際に責任の所在を明らかにした 事業を実施する組織を確立することで公民連携まちづくり事業を推進します。



## <組織>

事業を実施する組織については、様々な形態の中から、地区の状況に応じた組織づくりを行います。

- ① プレイヤー型(自らが事業者となり公共施設などで自立型の経営を行う)
- **② プロデュース型** (民間プレイヤーを束ねて、まちの価値を高める方向へプロデュースを行う)
- ③ エージェント型 (行政の代理人となり、優れた事業計画の提案や資金調達、民間を束ねた運営を行う)



## (6) ロードマップ

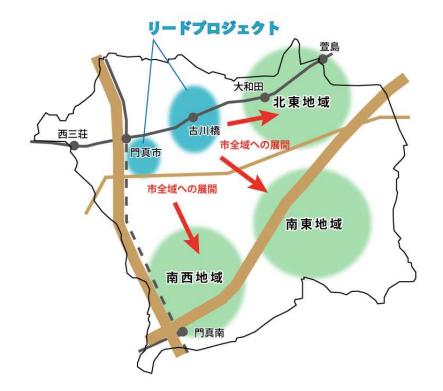
~5年 在 ~10年 現 リードプロジェクトの実施 市民との協働、事業者と 基本方針 全市的な公民連携まちづく の共創によるまちづくり ・門真市駅周辺 の開始 りの展開 ・古川橋駅周辺 公民連携まちづくりの機 運の高まり の見直 の 市内の公民連携まちづく 策定 推進体制や支援制度の設立 推進体制や支援制度の充実 りの契機となりうる事業 の検討 古川橋駅周辺 未来ビジョンの策定 土地区画整理事業 生涯学習複合施設オープン 広場の整備 組織化(都市再生推進法人) (換地処分) 門真市駅周辺 社会実験・組織化 門真プラザ再整備

門真プラザ再整備の検討

# (7) リードプロジェクト(先行的な取り組み)

# ①リードプロジェクトと全市への展開

- まちの将来像の実現に向けた門真市における公民連携まちづくりを進めるにあたり、 既に取組みが具体化しつつある2地区については、モデルとなる先導的な役割を果たす 『**リードプロジェクト**』として位置づけを行います。
- 2地区のリードプロジェクトの進捗を踏まえ、基本方針やガイドラインの位置づけを行 うことで、より望ましい公民連携まちづくりのあり方を追求していきます。
- 門真市には、2地区以外にも公民連携まちづくりが展開できる資源や取組みがあります。
- 2地区のモデル的な取組みを参考としながら、全市での公民連携まちづくりの取組みの普及を行います。



### 北西地域以外のリードプロジェクトになりうるまちづくり

- 北東地域(大和田駅等)賑わいのある生活と交流を生むまち
- 南東地域活力ある産業と魅力ある住環境の共生するまち
- 南西地域(門真南駅等)自然と調和した新しい魅力を発信するまち

## ②リードプロジェクトの概要

### <門真市駅周辺エリア>

エリアリノベーションビジョン

### 【対象エリア】

門真市駅周辺の門真プラザ、商業エリア、公民館、歴史資料館などの公共施設を含む南東約500mのエリア

### 【目的】

- ・公民連携で、駅前広場と公共施設をきっかけにして、エリア 価値向上と公共施設有効活用の課題を同時に解決する手法の 検討
- ・地元商店マルシェ、地元企業のコンテンツの広場・公園・道路での展示と関連イベントの実施、地元企業のスマートシティ技術の公共施設や商業エリアでの実験など、地元の魅力発信と共に技術・コンテンツを持った地元企業と、エリアの価値の向上、都市課題解決のためのスマートシティに向けた実装実験の実施

### 【取組内容】

• 駅前広場等公共空間活用社会実験

### <古川橋駅周辺エリア>

エリアプラットフォーム構築・検討

### 【対象エリア】

古川橋駅を中心に、幸福東土地区画整理事業施行区域内で整備される交流広場、生涯学習複合施設を含むエリア

### 【目的】

• 幸福東土地区画整理事業等で整備される広場・道路等の利活用及びまちの賑わいと交流の創出を、まちづくり協議会が中心となりながら、より多くの関係者や新たな担い手を巻き込み、官民連携で取り組んでいくため、民間と行政が参画するプラットフォームを構築し、本エリアのまちの将来イメージを共有する未来ビジョンを策定。そして、生涯学習複合施設と交流広場が整備されることからそれらの取組みと連携。

### 【取組内容】

- 子ども・高齢者がまちなかで楽しく共生
- 新しい気軽なつながりの仕掛け
- グローバルな視点を踏まえた効果検証
- 「居心地がよく歩きたくなる」空間の整備

## 門真市公民連携まちづくり基本方針

令和 3 (2021)年12月

編集発行 門真市まちづくり部都市政策課

住 所 〒571-8585 大阪府門真市中町1番1号

電話番号 06-6902-1231 (代表) 内線4013



門真市 Kadoma City